

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が次の区域のものだけです。
最後の住所地は、被相続人の住民票の除票または戸籍の附票で確認してください。
区域：仙台市・塩釜市・名取市・多賀城市・岩沼市・亶理郡・黒川郡・宮城郡
また、照会の申請ができる方は、以下の2通りに限られます（本説明書は以下のBの方を対象としておりますので、ご注意ください。）
 - A 相続人（相続放棄・限定承認の申述を行ったか否かは問いません。）
 - B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）
- 2 照会の手数料は無料です。照会にあたっては、照会申請書及び被相続人等目録をご提出ください。
調査については、被相続人等目録に記載された氏名に基づいて行います。
- 3 照会には添付書類として以下の書類が必要になります。ただし、例外的にその他の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。
 - (1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）
被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するために必要な書類です。なお、保存期間の経過などにより取得できなかった場合は、被相続人の戸籍謄本及び戸籍の附票をご提出ください。
 - (2) 照会者の資格を証する書類
[法人の場合] 商業登記簿謄本または資格証明書
[個人の場合] 照会者の住民票
 - (3) 利害関係の存在を証明する書面（コピー）
被相続人との利害関係を疎明する資料として、金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証明する書面などをご提出いただくことになります。
なお、被相続人の住所地につき、(3)の書面上の住所地と上記(1)の住民票上の住所地とが異なっている場合は、住所が変更になっている事実を疎明していただくために、「被相続人の戸籍の附票」をご提出ください。
 - (4) 相続関係図
被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。
 - (5) 委任状（代理人に委任する場合のみ）
本申請において、代理人になれるのは弁護士ですが、照会者が法人の場合には、その会社の社員を代理人とすることができます。ただし、この場合には社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）を別途ご提出ください。
 - (6) 原本還付申請書
戸籍謄本、住民票及び戸籍の附票について、原本の還付を求める場合は、必ずその写し（コピー）を添付した上で申請（原本と写しの両方を提出）してください。
 - (7) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

4 調査期間は、配偶者及び被相続人の子（第1順位の相続人）については被相続人が死亡した日から、被相続人の直系尊属（第2順位の相続人）又は兄弟姉妹、甥・姪（第3順位の相続人）については先順位者の相続放棄が受理された日から、それぞれ**3か月間**だけです。なお、第2順位及び第3順位の相続人に先順位者がいない場合は、被相続人が死亡した日から3か月間になります。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、受付センターで取扱いますので、別途、お問い合わせください。

なお、同証明書の申請には、申述人1人につき150円分の申請費用がかかります（ただし、限定承認の場合は、申述人の人数にかかわらず一律150円です。）。

<p>問い合わせ先 仙台家庭裁判所受付センター 〒980-8637 仙台市青葉区片平1-6-1 TEL 022-745-6230</p>
--